

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 日影	<p>《工事の完了後》</p> <p>計画建築物により、日影規制対象区域内には2時間以上の日影が生じないと予測され、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」（昭和53年7月、東京都条例第63号）に定める日影規制（2.5時間）を満足している。</p> <p>また、地点Aでは、計画建築物により夏至日に約1時間0分増加し、春秋分日に約1時間40分、冬至日に約50分の日影時間が減少すると考える。地点Bでは、夏至日に約1時間50分、春秋分日に約1時間40分、冬至日に約1時間10分の日影時間が増加すると考える。</p> <p>なお、今後の詳細設計で建物頂部の形状を検討する際、日影の影響の軽減についても配慮する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準を満足すると考える。</p>

項目	評価の結論
4. 電波障害	<p>《工事の完了後》</p> <p>地上デジタル放送の反射障害は生じないものの、遮へい障害は計画地から南北方向に生じると予測される。また、衛星放送の遮へい障害は、計画地から北東方向及び北東方向に生じると予測される。</p> <p>テレビ電波の遮へい障害が生じると予測されると、CATVの活用、共同受信施設の設置、アンテナ設備の改善等の適切な措置を講じることから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」は満足できるものと考る。</p>

項目	評価の結論
5. 風環境	<p>《工事の完了後》</p> <p>計画建築物建設前における計画地周辺の風環境は、概ね領域A(住宅地相当)及び領域B(低中層市街地相当)である。</p> <p>計画建築物建設後(対策前)は、一部において領域C(中高層市街地相当)が新たに生じるが、適切な防風対策を実施することにより、建設後(対策後)は、この新たに領域C(中高層市街地相当)になった地点は、全て領域B(低中層市街地相当)になると予測される。</p> <p>以上のことから、計画建築物の存在に対し、適切な防風対策を行うことで、計画地周辺における風環境に著しい影響を及ぼすことはないものと考る。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	<p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>工事の完了後は、近景域では、周辺の中高層建築物と相まって、新たな都市景観が形成されると予測される。中景域では、周辺の中高層建築物と調和した風格のある都市景観が形成されると予測される。遠景域では、周辺の既存建築物と一体となったスカイラインが形成されると予測される。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「空地を整備するとともに、周辺と調和した建物形態とし、魅力ある景観を形成する」と「都心部を中心とする風格のある景観の形成を進める」を満足するものと考る。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>工事の完了後の計画建築物の形態率は24.0~48.2%であり、現況(計画地内既存建築物)と比較して7.8~20.0ポイント増加するが、敷地外周部に高木を主体とした植栽を行うことなどにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考る。</p>

●東京都告示第六百一十五号

平成二十一年東京都告示第九百八十九号(東京都地球温暖化対策指針)の一部を次のように改正する。

令和三年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

第一編第五 七を次のように改める。

7 報告書の提出

報告書の提出は、規則第5条の19及び次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 地球温暖化対策事業者及び複数の事業所等について報告書を提出する任意提出事業者については、本社等において各事業所等の報告書をとりまとめ、提出するものとする。
- (2) 地球温暖化対策事業者等は、可能な限り、知事が提供する報告用の電磁的記録で報告書を作成し、これを保存した媒体(CD-R等)を地球温暖化対策報告書提出書に添付して提出するものとする。
- (3) 地球温暖化対策事業者等は、次に掲げる資料等を報告書に添付して提出しなければならない。
 - ア 第3 2(2)イにより、エネルギー等の種別ごとの使用料の推計を行った場合、その根拠となる計算結果及び資料等
 - イ その他知事が必要と認める書類

り、土地の形質の変更をしようとするもの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(渋谷区代々木1丁目地内)

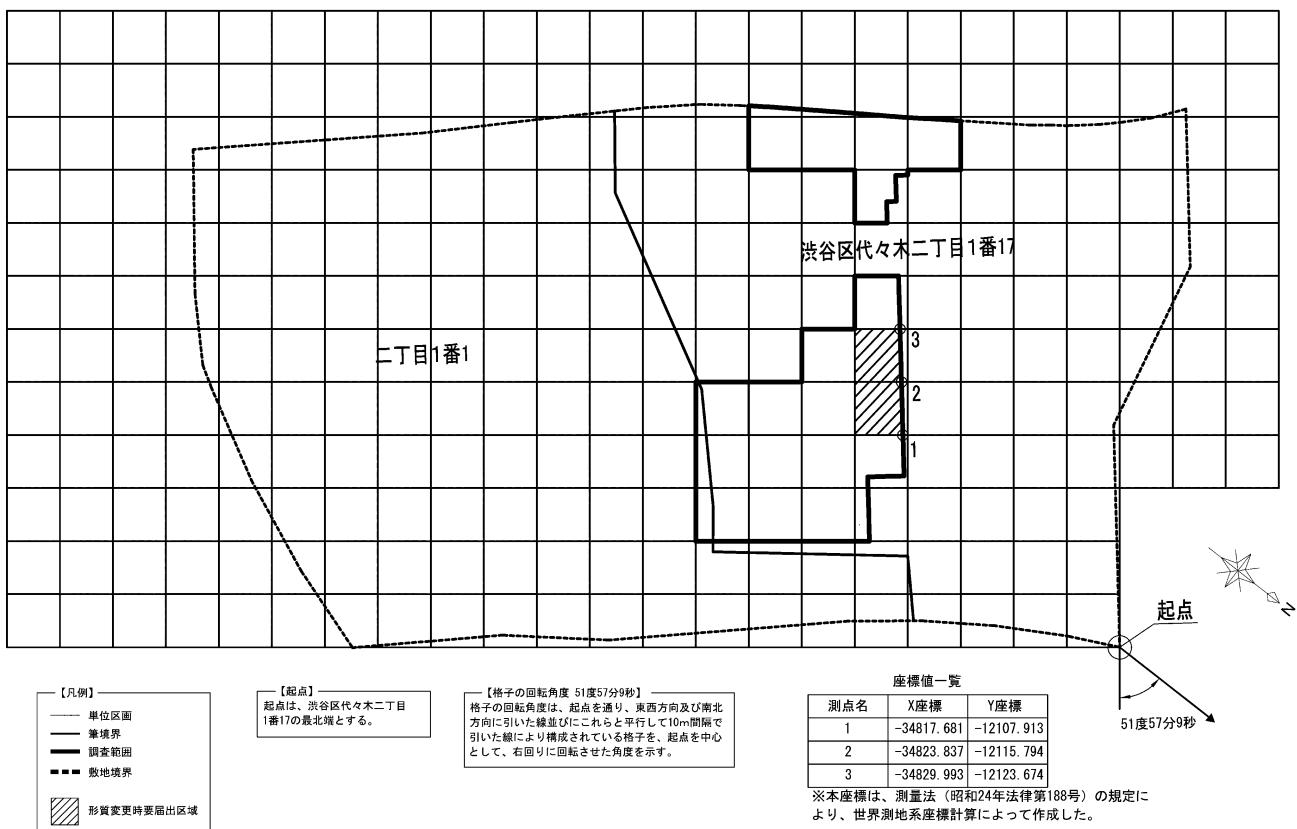
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合してしない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

●東京都告示第六百一十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條

別図



●東京都告示第六百二十七号
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第二項の規定により、令和二年東京都告示第千五百十八号
により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
のとおり告示する。

令和三年四月九日

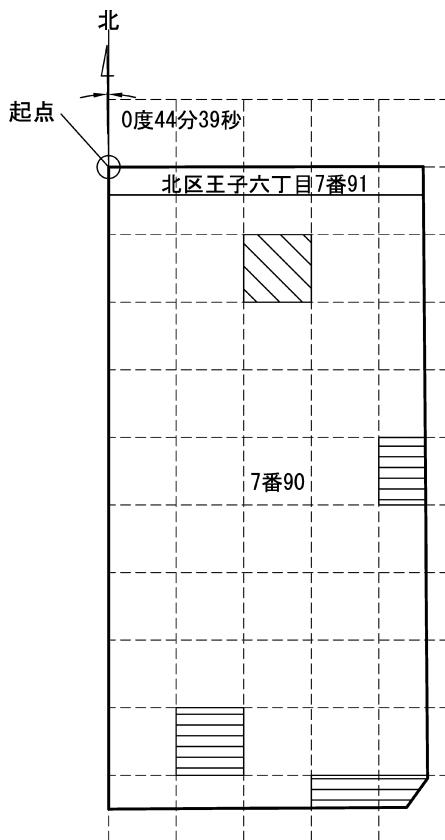
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区王子六丁目
地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していなかつた特定有害物質の種類 硒素及びそ
の化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかつた特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染除去等の措置 土壤汚染の除去



別図

【凡例】	【起点】
□ 単位区画	起点は北区王子六丁目7番91の最北端とする。
□ 筆境界	
□ 敷地境界	
▨ 形質変更時要届出区域	
(令和2年東京都告示第1518号により指定した区域)	
■ 指定を解除する区域	

格子の回転角度(0度44分39秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

● 東京都告示第六百二十八号
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條
第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第十二十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月九日

東京都知事 小池百合子

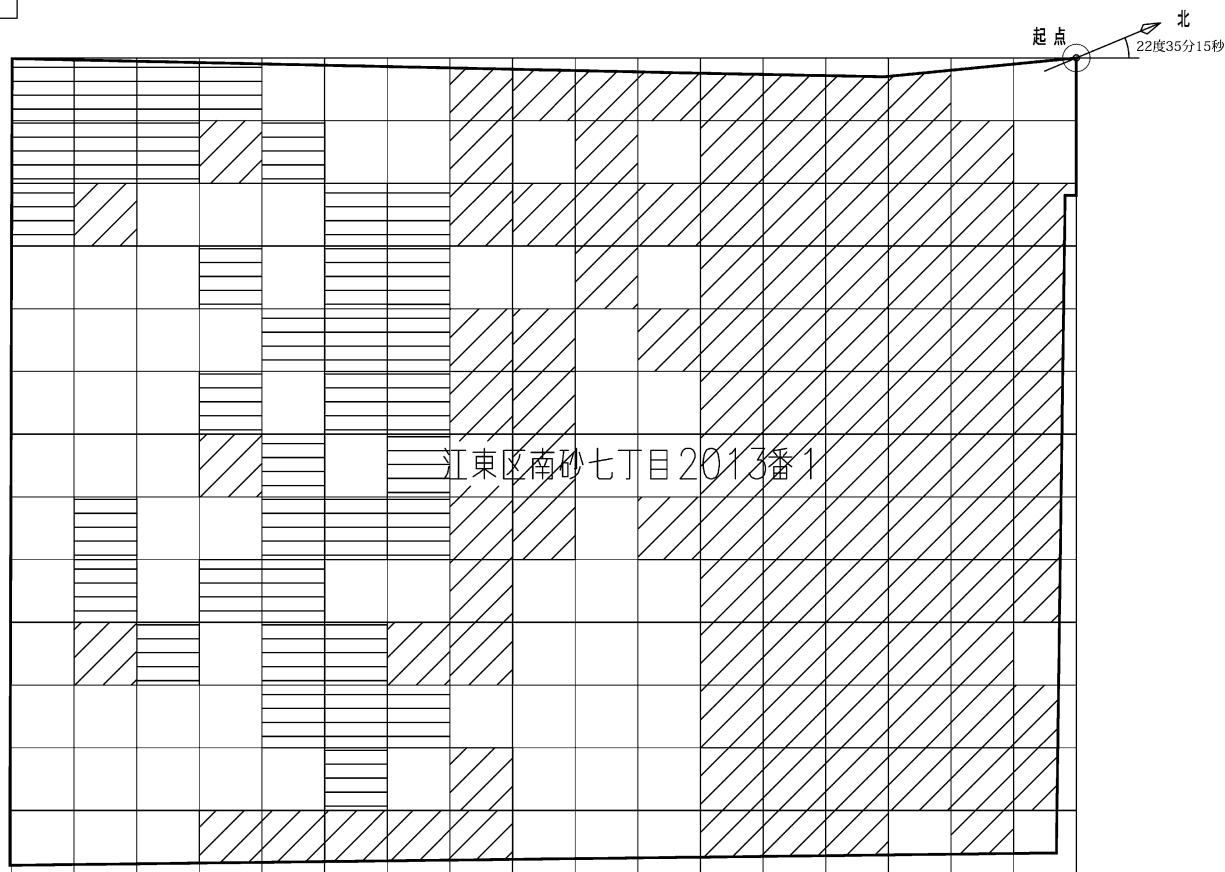
一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区南砂七丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



起点

起点は江東区南砂七丁目2013番1の最北端とする。

格子の回転角度（22度35分15秒）

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

- 単位区画
 - 敷地境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域
 - 指定を解除する区域
- (平成29年東京都告示第1028号により指定した区域)

●東京都告示第六百二十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和元年東京都告示第五百六十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月九日

東京都知事 小池百合子

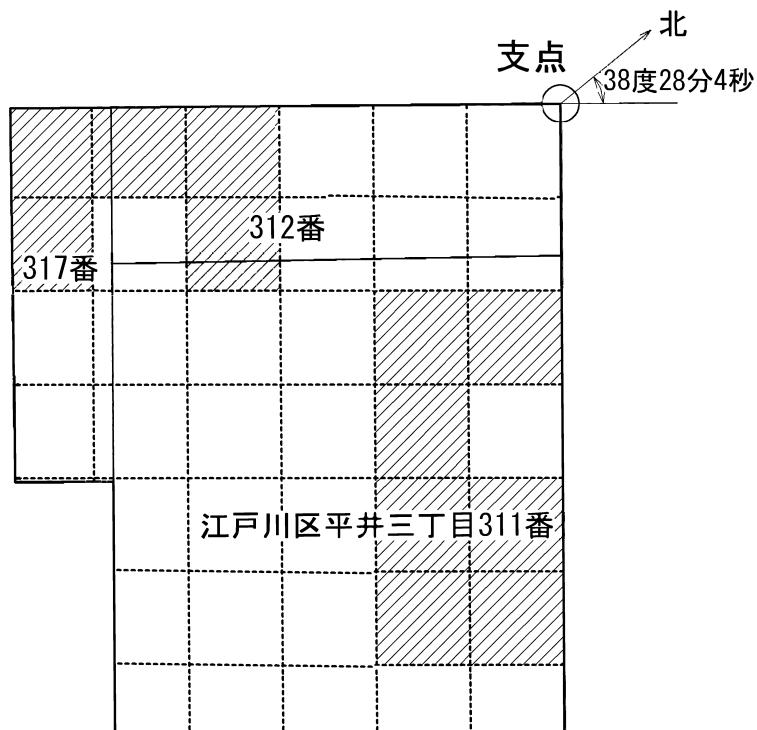
一 指定を解除する区域 別図のとおり（江戸川区平井三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふつ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【支点】

支点は、江戸川区平井三丁目312番の最北端とする。

【格子の回転角度(38度28分4秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

● 東京都告示第六百三十号
車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条
第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和三年四月九日

東京都知事 小池百合子

一 路線名及び指定区間 別表のとおり
二 指定期日 令和三年四月十日
三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならぬ。

(一) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(二) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上(又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色

◎東京都教育委員会告示第二十五号

東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第二十五号)第三十四条第二項の規定に基づき、次のとおり東京都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定が解除された。

令和三年四月九日

東京都教育委員会

指定が解除されたもの(令和三年三月二十六日付)

種別	名称、員数、所在地、 指定区域等	所有者
東京都指定史跡	鈴木遺跡	小平市

小平市鈴木町一丁目三百九
十番地二十三、同所四百五十番地八、同所四百五十番地九、同所四百八十七番地一、同市回田町二百六十九番地三、同所三百三十一番地四
一万六千四百五十六・七四
平方メートル

告示(選)

◎東京都選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。)第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があつたので、法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年四月九日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨		政治団体の収支報告書の要旨	
(平成26年分)		(平成27年分)	
政治団体の名称		政治団体の名称	
政治団体の名称	政治結社愛國愛訂会	政治団体の名称	眞友会
報告年月日	令和3年2月26日	報告年月日	令和3年2月5日
1 収入総額	円 0	1 収入総額	円 300,000
2 支出総額	円 0	2 支出総額	円 0
(翌年への繰越額)		300,000	
政治団体の名称		政治団体の名称	
政治団体の名称	政治結社愛國愛訂会	政治団体の名称	政治結社愛國愛訂会
報告年月日	令和3年2月26日	報告年月日	令和3年2月26日
1 収入総額	円 0	1 収入総額	円 0
2 支出総額	円 0	2 支出総額	円 0
(翌年への繰越額)		300,000	
政治団体の名称		政治団体の名称	
政治団体の名称	山崎勝後援会	政治団体の名称	山崎勝後援会
報告年月日	令和3年1月27日	報告年月日	令和3年1月27日
1 収入総額	円 8,846	1 収入総額	円 8,846
前年繰越額	8,846	前年繰越額	8,846
本年収入額	0	本年収入額	0
2 支出総額	0	2 支出総額	0
(翌年への繰越額)		8,846	

●東京都選挙管理委員会規則第311号
政治資金規正法(昭和31年法律第百九十四号)以下

「法」(ふ) 法(ほ) 第111条第一項の規定による政治団体の
収支報告書の提出があつたので、法第二十条第一項の規定
により、その要旨を次のとおり公表する。

令和3年4月9日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨
(平成29年分第6回)

政治団体の名称 真友会

資金管理団体の届出をした者の氏名 藤井 真尚
資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員

報告年月日 令和3年2月5日

1 収入総額	円
前年総額	300,000
本年収入額	0
2 支出総額	0
(翌年への繰越額)	300,000

政治団体の名称 政治結社愛國連合会

報告年月日 令和3年2月26日

1 収入総額	円
2 支出総額	0

政治団体の名称 山崎勝後援会

報告年月日 令和3年1月27日

1 収入総額	円
前年総額	8,846
本年収入額	0
2 支出総額	0
(翌年への繰越額)	8,846

● 東京都選挙管理委員会規則第31条第1項
政治資金規正法（昭和31年法律第百九十四号。以下

「法」と云ふ。）第十一條第一項の規定による政治団体の
収支報告書の提出があつたので、法第二十条第一項の規定
により、その要旨を次のとおり公表する。

令和3年4月9日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨
(平成30年分第6回)

政治団体の名称　真友会

資金管理団体の届出をした者の氏名　藤井　真尚

資金管理団体の届出に係る公職の種類　区市町村議会議員

報告年月日　令和3年2月5日

1 収入総額　300,000円

前年総額　300,000円

2 支出総額　0円

(翌年への繰越額)　300,000円

政治団体の名称　政治結社愛國連合会

報告年月日　令和3年2月26日

1 収入総額　0円

2 支出総額　0円

政治団体の名称　山崎勝後援会

報告年月日　令和3年1月27日

1 収入総額　8,846円

前年総額　8,846円

本年収入額　0円

2 支出総額　0円

(翌年への繰越額)　8,846円